

料 金 ・ 決 済 規 程

1. この規程は、水海道ゴルフクラブ(以下「当ゴルフ場」という)における正会員及び年間会員の利用料金及びその決済につき定めたものである。
2. 正会員の入会金及び年会費
 - 1) 正会員になろうとする者は、会社に対し以下の入会金を支払う。

新法人会員	7,150,000 円	(2025.10.01 改定)
個人会員	3,300,000 円	(2025.10.01 改定)
 - 2) 毎年1月1日から12月31日までを会員年度とし、会員は会社に対し、毎年12月25日までに、以下の翌年度分年会費を支払う。(2022.10.01 改定)

旧法人会員	154,000 円
新法人会員	264,000 円
個人会員	132,000 円
 - 3) 年度途中で入会する場合は、会社に対し、入会日に応じて、以下の初年度年会費を支払う。

第1 四半期(1月1日から3月31日まで)の入会	年会費の100 %
第2 四半期(4月1日から6月30日まで)の入会	年会費の75 %
第3 四半期(7月1日から9月30日まで)の入会	年会費の50 %
第4 四半期(10月1日から12月31日まで)の入会	年会費の25 %
 - 4) 一度納入された入会金及び年会費は、事情の如何を問わず返却しない。
3. 年間会員の入会金とプレー権料および年会費 (2023.02 より新規募集停止中)
 - 1) 年間会員になろうとする者は、会社に対し、以下の入会金、プレー権料および年会費を支払う。

全日会員	プレー権料	330,000 円	
	年会費	132,000 円	
	入会金	55,000 円(入会時のみ)	(2022.10.01 改定)
週末会員	プレー権料	220,000 円	
	年会費	132,000 円	(2013.07.31付一旦募集停止)
	入会金	55,000 円(入会時のみ)	(2022.10.01 改定)
平日会員	プレー権料	110,000円	
	年会費	132,000 円	
	入会金	55,000 円(入会時のみ)	(2022.10.01 改定)
 - 2) 年間会員の有効期限は1年間で随時入会できるが、入会日は入会金、プレー権料および年会費の支払いが確認できた日の翌月1日からとする。なお、入会者の希望があれば、確認日の当月から入会することもできるが、入会月の確定日までは会員扱いとならない。
 - 3) 年間会員が引続き翌年も入会する場合は、最終月の25日までに、定められたプレー権料および年会費を支払う。
 - 4) 一度納入された入会金、プレー権料および年会費は、事情の如何を問わず返却しない。
4. 預託金
 - 1) 正会員は、会社に対し、以下の預託金を預託する。

旧法人会員	45,000,000 円
新法人会員	20,000,000 円

新法人会員(1口2名記名)は2つの会員番号を持ち、預託金はそれぞれの会員番号

の口座に10,000,000 円ずつ預託し（登録記名人が決まらない場合でも同様）、登録記名人が変更される場合、新登録記名人はその口座を引き継ぐ。

個人会員 10,000,000 円

- 2) 預託金は、無利子とし、正会員が退会手続きを完了した時点で全額を返還する。ただし、会則第14 条第1 項第1 号により除名された正会員は、会社に対し預託金の返還を請求することができない。
- 3) 正会員が退会手続きをした時点で会社に対し未納料金がある場合には、預託金から未納料金を控除する。
- 4) 預託金返還請求権は、退会手続き完了の前後を問わず譲渡、担保権の設定等一切の処分ができない。
- 5) 旧法人会員が新法人会員に移行する場合、旧法人会員が移行手続きを完了した時点で、旧法人会員の預託金額と新法人会員の預託金額の差額を返還する。

5. 書換手数料

- 1) 法人会員は、登録記名人を変更する場合、会社に対し、以下の書換手数料を支払う。

(2026.10.01 改定)

旧法人会員 記名人 1 名につき **550,000 円** 代理人 1 名につき **550,000 円**
新法人会員 1 名につき **550,000 円**

- 2) 法人会員は、法人の名称を変更する場合、会社に対し1 回につき1 口11,000 円の書換手数料を支払う。
- 3) 一度納入された書換手数料は、事情の如何を問わず返却しない。

6. ゴルフ場の利用料金等

当ゴルフ場におけるプレー料金等の利用料金ならびに予約がキャンセルされた場合の取り扱いは、会社が別途定める。

7. 決済方法

1) 旧法人会員

- ① 旧法人会員は、当ゴルフ場の利用料金及び年会費等の支払いを、現金払い、クレジットカード払い、請求書払いにより行う。
- ② 旧法人会員の同伴または紹介によるゲストの利用料金の支払いは、現金払いまたはクレジットカード払いまたは会社が認めた方法によるものとする。同伴または紹介をした旧法人会員は、ゲストの利用料金につき請求書払いによる支払いを行うこともできる。

2) 新法人会員及び個人会員

- ① 入会金ならびに預託金の支払方法は、銀行振込みまたはクレジットカードまたは会社が認めた方法によるものとする。預託金の入金確認後、会社は残高証明書の発行（無償）を行う。なお、預託金入金に関する領収書ならびに預託金証書は発行しない。
- ② 新法人会員及び個人会員は、当ゴルフ場の利用料金及び年会費等の支払いのため、支払預り金口座（以下「デポ口座」という）を開設する。これにより、会社に対する全ての支払いを、現金払い、クレジットカード払い、請求書払い、デポ口座残高（以下「デポジット」という）、会社が定める「ポイント制度の葉」に規定するポイント（以下「ポイント」という）または会社が認めた方法により行う。なお、デポ口座の利用は新法人会員及び個人会員の権利であり、利用しないことが出来る。
- ③ デポ口座には、預託金からの振替のほか、現金払い、クレジットカード払い、請求書払いにより入金することができるが、ポイントの振替によって入金することはできない。
- ④ 新法人会員及び個人会員は、会社が定める年会費の支払い時点において、デポジットが年会費

の支払いに不足する場合、デポジット不足分と同額を預託金から振り替えることについてあらかじめ同意する。

- ⑤ 預託金の振替により入金する場合、デポ口座への振替後の預託金の残高は、以下の金額を下回ることができない。

新法人会員 6,000,000 円

新法人会員(1口2名記名)は2つの会員番号を持ち、それぞれの会員番号の口座の預託金残高は300万円を下回ることができない。

個人会員 3,000,000 円

- ⑥ デポジットは、その口座を保有する新法人会員及び個人会員のみが使用できる。また、会社は、本人確認を行うことができた場合には、新法人会員及び個人会員にデポジットの使用を認めなければならない。

3) 残高証明書発行手数料 (2024.11.01改定)

新規入会時及び、年1回3月末付けの残高証明書は、無償とする。それ以外の発行については、下記の料金が発生する。

新法人会員 何口でも1件につき 550円

個人会員 550円

4) 年間会員の決済方法

年間会員は、5. ゴルフ場の利用料金等に規定された当ゴルフ場の利用料金等(同伴によるゲストの利用料金を含む)の支払いを、現金払い、クレジットカード払い、ポイント口座その他会社が認めた方法により行う。また、入会金、プレー権料及び年会費の支払いについては、銀行振り込み、現金払い、クレジットカード払いまたは会社が認めた方法により行うこともできる。

8. 規程の変更

会社は、必要に応じ、会員に対する通知をせず、本規程の内容を改定することができる。ただし、会員は、会社に対し会社の営業時間内において、会社が定める方式により、その時点において有効な本規程の閲覧を請求することができる。